

監査委員公表第578号

平成27年3月31日付け監査第888号で提出した臨時監査結果の報告に対し、大分県教育委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成27年7月10日

大分県監査委員 米 濱 光 郎
大分県監査委員 柳 井 貞 美
大分県監査委員 御 手 洗 吉 生
大分県監査委員 玉 田 輝 義

1 注意事項についての措置状況

監査対象機関	監査実施日	監査結果の注意事項及びその措置状況
(教育庁及び教育機関)		
由布高等学校	平成26年7月25日	<p>注意事項</p> <p>資金前渡による研修会参加費等の支払において、債権者への支払を行っていない職員を資金前渡職員に指定しているほか、前渡資金の精算年月日が債権者の領収日以前の日付となっている事例などが認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>会計規則及び事務処理の研修資料により、再度職場内で研修を実施した。</p> <p>今後は、複数による内部チェックを徹底するように改めた。</p>